

平成26年度三重県教育改革推進会議 第1回第2部会 議事録

I 日 時 平成26年6月26日（木）14：00～16：30

II 場 所 プラザ洞津「孔雀の間」

III 出席者

(委員) 栗原 輝雄（部会長）、小澤 静香、田中 育子、西田 寿美、
沼口 義昭、山川 紀子 （敬称略）

(事務局) 副教育長 信田 信行、
教職員・施設担当次長兼総括市町教育支援・人事監 福永 和伸、
学習支援担当次長 山口 順、研修担当次長 中田 雅喜、
教育総務課長 荒木 敏之、教育改革推進監 宮路 正弘、
教職員課長 梅村 和弘、学校施設課長 釜須 義宏、
小中学校教育課長 鈴木 憲、特別支援教育課長 東 直也、
特別支援学校整備推進監 大藤 久美子、研修推進課長 松井 慎治、
特別支援教育課課長補佐兼班長 森井 博之、
研修企画・支援課班長 小島 広之、教育総務課班長 辻 成尚

IV 内 容

(宮路教育改革推進監)

時間になりましたので、ただ今から、平成26年度第1回第2部会を開催します。

本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。本日の会議は、泉委員、太田委員、亀井委員から所用により出席できないとのご連絡をいただいている。また、山川委員におかれでは、所用のため後ほど退席される予定ですので、よろしくお願ひします。

会議に入る前に、資料の確認をします。机上に事項書が表紙になっている冊子1部と座席表を配付しております。よろしいでしょうか。

それでは、本日も活発な議論をお願いしたいと思います。栗原部会長、よろしくお願ひします。

1 部会長挨拶

(栗原部会長)

皆様、こんにちは。お忙しいところ、お集まりいただきありがとうございます。

冒頭にこれから新たに加わっていただく新しい部会の委員の方を紹介させていただ

きます。そちらに座っていただいている田中委員が今回から入っていただくことになりました。どうぞよろしくお願ひします。

最初に私からご挨拶をさせていただきます。今日は、先ほどご紹介いただきましたように、所用でご出席できない方がいらっしゃいます。しかし、今までずっとご審議に出席いただいた方々ですので、様子も分かっていらっしゃると思いますし、次回いろいろ活発なご意見をいただけると思っています。

亀井委員からは、欠席に際しご丁寧にご意見等をいただいております。今回も出席できないということで事務局のほうにご連絡いただいた際に、今日の審議資料につきまして、表現をこのように変えたらどうか、このほうが分かりやすい、というような文言についてご意見をいただいている。そのあたりもまた事務局から後でご紹介されると思います。

今日は、本年度第1回の部会になります。昨年度は、部会を合計4回開催しました。最初は事務局から特別支援教育を推進していくうえで、どういうことが大きなテーマになるだろうかということの柱立てに関して提示していただき、それを基にして委員の皆様方からそれぞれのお立場でいろいろご意見をいただきました。そして、4回目の部会で、骨子案をまとめていただきました。全体会でそれについてもご協議いただいて、それを受けた形で本年度は、中間案を検討していただきます。

前回の骨子案に比べて、かなり分厚い資料になっています。全体会でのいろんなご意見なども反映させたうえで、事務局でこういう形で書き加えていますので、これを基にして皆様からご意見をいただきながら、さらに深いところでまた一步でも幅広くご検討いただけるとありがたいと思います。

ということで長々とお話ししますと時間が足りなくなりますので、今年度もどうぞよろしくお願ひしたいと思います。ぜひ、最後の推進計画の案まで審議を進めていただけないとありがたいと思っています。また、教育委員会事務局の方々にもたくさん出席いただいている。委員の皆様からご意見あるいはご質問に、それぞれの立場で対応していただけるのではないかと思います。

それでは、事項書に従って審議を進めさせていただきます。事項書を見ていただきますと、2のところで審議事項が2点あります。まず、1点目の「三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）の骨子（案）の修正について」をご審議いただきたいと思っています。

その後、それを受けた形で、推進計画の中間案について、委員の皆様からご意見をいただきたいと思っています。

それでは、最初に、推進計画（仮称）骨子案の修正について、事務局から説明願います。

2 審議事項

(1) 「三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）骨子（案）の修正について

（東特別支援教育課長）

資料2をご覧ください。「三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）骨子（案）の修正」ということで、この資料に基づいて説明します。資料の右側をご覧ください。昨年度議論いただきまして、章立てについては、この1番から7番、さらに細かい項目についてもご承認をいただいたところです。

その後、事務局で内容について頂戴した意見をもとに書き加えを行ってまいりました。中間案を作成する過程で、各章の項目の入替をしたほうが全体として適切ではないかと検討し、今回、一部その修正についてご提案をさせていただくものです。

まず、第1章については変更ありません。「第2章 インクルーシブ教育システムの推進について」は、当初4つの項目に分けてまとめていく予定がありました。その中の2番の「就学相談・就学先決定」と3番の「就学前の取組」については、順番を入れ替えたほうが適切ではないかということで、入替をしました。

「第2章 小中学校における特別支援教育の推進について」で書いてありました「連続性のある多様な学びの場の整理」については、インクルーシブ教育システム全体にかかる考え方でもあるところから、第2章に持ってきたほうがいいのではないかということで、「連続性のある多様な学びの場の整備と合理的配慮」ということを4番目の項目に入れさせていただいて、「発達障がい等のある児童生徒への対応」を5番の項目に順送りをさせていただきました。

「第3章 特別支援学校における教育の推進について」の第2項「キャリア教育の推進」として括弧書きで「（進路指導・就労指導）」と書いてありますが、ここについては、もう少し幅広く連続性のある教育課程の編成ということで、キャリア教育全体、あるいは、高等部にかかる教育の内容を書いていく必要があるだろうということで、括弧書きを取させていただいて、「キャリア教育の推進」ということで文言修正しました。

「第5章 高等学校における特別支援教育の推進について」は、当初は（1）と（2）の2つの項目でまとめていましたが、いろんなご意見を頂戴する中で、教育課程にかかわることについても、あるいは、進路指導にかかわることについてもご意見を頂戴しました。そのようなことから、新たにそういった内容について、まとめて書いていったほうがいいだろうということで、第3項として「教育課程と授業の充実」ということで項を起きました。

最後に第7章ですが、これまで「特別支援学校の整備」ということで、一項目で書いていましたが、ここについても、平成26年度までの計画のことと、それ以降の計画や考え方のことを分けて書いたほうがいいだろうということで、2つの項に分けさせていただきました。

詳しい内容については、この後、ご提案を申し上げるとして、まず、項目についての修正ということでご審議いただけたらと思います。どうぞよろしくお願ひします。

(栗原部会長)

資料2で骨子案と中間案とを対比していただくと、骨子案のほうから中間案のほうにつくりかえるにあたって、全体会での意見や、その他国の動きなど、いろんなことを勘案して構成を変えたほうがいいのではないかということで、ご説明がありました。1番の策定の部分に関しては、変更はないということです。

6番の「教員の専門性の向上」に関しても、そのままになっていますが、それ以外のところでは入替があつたり、追加があつたりということで変更があるということです。まず構成についてご意見をということですが、いかがでしょうか。特によろしいでしょうか。

それでは、特にご意見がないようですので、こういう形で入替えをし、中間案では入替えた形で内容が構成されていますので、これに沿って審議を進めていただくことで、ご了解をいただいたということでおろしくお願ひします。

それでは、中間案の中身について説明いただいてよろしいでしょうか。

以前に比べますと随分手を入れていただいたので、分量も随分多くなっておりますし、見ていただくとお分かりだと思いますが、脚注を入れるなど分かりやすいと私は個人的には思いました。では、説明願います。

(2) 「三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）」中間案について

(東特別支援教育課長)

中間案について主なポイントを説明します。資料3の中間案をご覧ください。分量は40ページぐらいに及んでおります。まず、1ページからお願ひします。第1章の「三重県特別支援教育総合推進計画（仮称）の策定について」は、昨年度、骨子案をご議論いただいた折にも、かなり文章にしてご提案を申し上げていましたので、（1）は特に大きな変更はございません。（2）の「特別支援教育全般の現状と課題」については、ボリュームを増やしています。大きく2つのポイントで書いてありますが、最初にインクルーシブ教育システム、これは障がいのある者と障がいのない者がともに学ぶ仕組みを作るものですということを、最初にきちんと押さえました。そのうえで障がいのある子どもと障がいのない子どもが同じ場所で学ぶことを基本としつつも、これが目的ではなく、目的は最も的確に応える学びの場において指導を充実していくということを、確認しています。

したがいまして、通常の通級指導教室、あるいは特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場が大事ですと押さえさせていただいている。

あわせまして、後段全体の現状と課題のところでは、特別支援学校に在籍する児童生徒が増加しています、ということが出てきますが、その背景をきちんとここで押さえる必要があるだろうということで、書き加えました。これまで、特別支援教育のニーズの高まりということで教育ビジョン等には書いてはあったのですが、策定から4年も経っていますので、ここについては、これまでの校舎整備等の取組やスクールバスの計画的な配備などの学習環境の整備、あるいは、個に応じた細かな指導、キャリア教育の推進といった教育内容の充実、こういった両面の整備が進んでいる中で、子どもたちの増加が見られますという形で再度、押さえ直しをさせていただきました。この計画自体は5年間の計画になっています。第1章の内容としては以上です。

4ページ以降です。「インクルーシブ教育システムの推進について」ということで、総論的なことをこの第2章でまとめて記載しています。5つの項目に分けて書いてありますので、順次、説明させていただきます。

まず、1番目が「早期からの一貫した支援」、ここについても昨年度もたくさんのご意見を頂戴しました。まず、相談機能の充実、支援ネットワークの構築について、これから先もきっちと働きかけていくことが必要であると考えています。

それから、パーソナルカルテ等の情報引き継ぎツールを活用して、情報が円滑に次の学習の場、次の生活の場に引き継がれていく体制の整備が必要であると考えています。

あわせまして、健康診断等のことについてもたくさんご意見を頂戴してまいりました。そのあたりについて、子どもたちの支援方法の理解や関係機関との適切な連携の観点からまとめて、市町等教育委員会あるいは関係機関への働きかけが大切と考えているということでまとめました。

次に、第2項の「就学前の取組」については、特に保育園、幼稚園でのかかわりになってきますが、あすなろ学園も使っていただいているC L M (Check List in Mie チェック・リスト・イン三重)といったものも活用しながら、その活用の促進を一層図っていくということ、それから、一番下に書きました保護者の気持ちに寄り添った支援、これについても大変たくさんご意見を頂戴しておりますので、そのような考えを大切にしながら取組を進めていきたいということでまとめています。

7ページの「就学相談・就学先決定」については、昨年度、学校教育法施行令の一部改正が行われて、就学のあり方について変更がありました。三重県は、これまでも本人や保護者の意見を尊重し、総合的な観点から就学先の決定を進めていますので、この改正によって大きくシステムが変わるということはありませんが、そのあたりについて、再度記載したうえで、今後の取組の方針として、県教育委員会と市町等教育委員会との連携のもと、特に留意して取り組む項目について大きく3点にわたって書かせていただきました。

9ページをお願いします。「連動性のある多様な学びの場の整備と合理的配慮」につきましては、先ほども申し上げました通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特

別支援学校といった多様な学びの場の整備を推進していくことが大事であるということ、合理的配慮、それから、基礎的環境整備、そういったもとで子どもたちが「学ぶ喜び・わかる楽しさ」を実感できる授業づくりを推進していきたいということを書いています。ややもすれば、ハード面ばかりに目がいきますが、そうではなくて、授業づくり、ちょっとした指導内容の工夫、そういったソフト面も含めて合理的配慮の大切さをここでまとめてみました。

11 ページをお願いします。11 ページは発達障がい等のある児童生徒への対応ということでまとめました。特に発達障がいは、通常の学級に在籍している子どもたちがたくさんいることから、コーディネーターを中心とした校内支援体制が不可欠です。今後もそういう体制の整備を一層推進していきたいと考えていますし、特別支援学校が果たさなければならぬセンター的機能を一層強化していきたいということをまとめました。

12 ページをお願いします。12 ページからは、各校種別に主だった取組のポイントをまとめました。まず、第3章「特別支援学校における教育の推進について」の第1項「個々のニーズに応じた教育」です。特別支援学校は、比較的少人数での教育が可能であるところから、小学部から高等部まで計画的・組織的な指導を行い、授業の充実に努めていきたいと考えています。そのうえで、教材や支援機器の有効な活用を図りながら授業内容の工夫を一層進めていきたいと考えています。

15 ページをお願いします。「キャリア教育の推進」のところで、小学部から高等部まで計画的・組織的なキャリア教育を進めていきたい、特に高等部のニーズが高まっていることから、卒業までの3年間の中で、就労に向けた指導の充実も一層図っていきたいということを書かせていただきました。

16 ページの一番上です。高等部卒業後、社会へつなげていく段階のところの書き込みが少し弱いかと思っています。特に障害者自立支援法の関連の中で、このあたりについて委員の皆様からもう少しご意見を頂戴できたらと思っています。

3番目の項目として、「今後のセンター的機能のあり方」についてまとめました。センター的機能については、今、特別支援学校が持っているセンター的機能を、地域の中学校あるいは高等学校等に十分發揮していく観点で書いたこととあわせて、一番下、「三重県こども心身発達医療センター（仮称）」に併設する新たな特別支援学校でのセンター的機能のあり方についても、今後、さらに検討を進めていく必要があると考えています。

18 ページをお願いします。4番目の項目として「交流および共同学習」の考え方をまとめました。インクルーシブ教育システムの推進のうえでは、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちがともに学ぶ、これは場や時間を共有するだけではなく、ともに学ぶ観点を大切にした交流および共同学習が求められているところです。その充実についての考え方をここでまとめました。

5番目の項目は「医療的ケア」です。特別支援学校において、子どもたちの障がいが

多様化していることから、様々なケアが必要となってきていますが、安全にその対応をしなければならないというところで、その考え方についてまとめました。

20 ページをお願いします。「盲学校および聾学校のあり方」です。盲学校・聾学校は、県内唯一の視覚障がい・聴覚障がいの特別支援学校です。したがって、特にセンター的機能等が期待されるところですので、そのあたりについての考え方、それから、就学前の子どもたち、ここでは通級の機能と書いてありますが、そういった就学前の子どもたちへの支援の考え方をここで書きました。

次に、22 ページをお願いします。22 ページからは、「小中学校における特別支援教育の推進」についてまとめました。ここは3つの項目に分けて、多様な学びの場ということで、一番上は、「通常の学級における特別支援教育の推進」です。特に通常の学級においては、発達障がい等支援を必要とする子どもたちがたくさん在籍しています。そのあたりについての考え方をまとめました。昨年度もたくさん課題を頂戴しましたが、授業づくりの観点と、いかに情報を次のステージにつないでいくか、そのあたりについての考え方を記載しました。

24 ページ、25 ページは、「通級による指導の充実」ということでまとめました。通級による指導は、インクルーシブ教育システムを構築していくうえでの一つのキーポイントとなる指導形態と考えています。教員の専門性の向上も含めて、機能の充実が求められているところで、その観点で書かせていただきました。特に小中学校、あるいは高等学校について、専門性という言葉もたくさんご指摘をいただいたところですが、こういった観点はすべて第6章にまとめていますので、それぞれの項目の中では専門性という言葉は少なくなっているとお気づきかと思います。

26 ページをお願いします。「特別支援学級における教育の充実」ということで考え方をまとめました。ここも特に市町との連携が重要になってくるところです。指導内容の充実に加えて、教員の計画的な配置についてのご意見を頂戴したところで、そのあたりについての記載をしました。

30 ページをお願いします。30 ページからは、「高等学校における特別支援教育の推進について」ということで、第1項は、「発達障がい等のある生徒への対応」です。高等学校においても発達障がいをはじめとして様々な障がいを有する生徒さんがたくさん在籍していますので、そのかかわり方、指導方法、体制の整備などについて第1項でまとめました。

32 ページの第2項「個別の指導計画・個別の教育支援計画の充実」です。高等学校に対して円滑な情報の引き継ぎがまだ十分でないという現状が見られます。高等学校に対してこれらの計画の策定が求められているところですが、その一方で情報が引き継がれてない現状を改善していきたい、そういった面で今後、指導支援を充実していくたいということを書きました。

33 ページからは、「教育課程と授業の充実」ということで、新たに項を付け加えたと

ころです。多様な教育課程の編成という言葉を使わせていただきました。生徒たちのニーズに応じ、今も様々な工夫をしていただいているところですが、今後も組織的、計画的な指導が必要であろうということを書いたところです。

35 ページ以降、第 6 章「教員の専門性の向上」です。ここについては、昨年度、本当にたくさんのご意見を頂戴しました。いくつかのポイントに分けて書いたところですが、また、この後にご意見を頂戴することができたらと思っています。特別支援教育コーディネーターを中心とした人材育成、特別支援学校のセンター的機能を活用した研修支援等、国や関係する団体等の研修の充実、教員養成段階からの特別支援教育のスキルアップということで大学との連携、それから、教員になってからも、新たに特別支援教育に係る免許の取得、第一線を退かれた退職教員等の人材の活用等を中心として、専門性の向上ということで記載をしました。

最後に、第 7 章です。38 ページ以降の「特別支援学校の整備」です。まず 1 つ目は、第二次実施計画（改訂）に示された整備についての取組の考え方ということです。今、準備を着々と進めております特別支援学校東紀州くろしお学園の統合整備、松阪地域特別支援学校（仮称）の整備、三重県こども心身発達医療センターと合わせて開設する新しい特別支援学校の整備、それから、寄宿舎の整備という 4 項についての考え方をまとめたところです。

39 ページ、40 ページについては、27 年度以降の整備の考え方ということで、まとめました。通学区域にかかること、特別支援学校が持っている教育部門にかかること、あるいは、学校全体に係る施設の老朽化、設備の改修の件、スクールバスの件等についてここでまとめました。

時間の関係でポイントだけの説明になってしましましたが、この 40 ページにわたる内容の主なところを触れました。この後、ご意見を頂戴できたらと思っています。よろしくお願ひいたします。

(栗原部会長)

事務局から、非常に限られた時間の中で、いろいろな方面にわたり内容の説明がありました。委員の皆様方には事前に資料をお届けしていますので、十分に読んでいただいているであろうということを前提にさせていただきながら、限られた時間の中でのご審議をお願いしたいと思っています。

今、説明を聞きながら、改めてこの内容について見ていただいていたと思いますが、部会長から個人的な感想を申し上げるのも何かと思いますが、非常に分かりやすく、見た感じも分かりやすいレイアウトになっているという感想を持っています。特に資料なども豊富に入り、脚注という形で該当する箇所の近くで説明もされている。それぞれについての現状、課題ということで大きく分けてまとめられているというところからも、非常に読みやすく分かりやすく書かれているという感じを持っております。

全体の構成に関しては、章立ては骨子案と全く変わっていません。それぞれの章の中にも含まれる項目は、先ほどご理解いただいたような入替えもあるということで、目次を改めて見ていただきたいと思います。第1章と第2章の部分に関しては、今後の三重県の特別支援教育の推進に関して、これまでどうであったか、これからどうしていくかという道筋です。特に第1章はそういう形でまとめられていますし、その際に、どういうところを大切にしながら、あるいは、どういうところに視点を当て、幼児期から学校卒業後のことまでも念頭に置きながら、正にそういう意味でインクルーシブ教育のあり方も出てきているのだろうと思います。そういう基盤になるいろいろな考え方、捉え方、これまでの経緯が第1章、第2章のところでまとめていただいていると私は理解しています。ですから、このあたりを一つのまとまりとしてご審議していただきながら、その後のところは、それぞれの学校について、どういう現状であって、どういうことが課題になりそうか、あるいは、そういう学校の中での特別支援教育を進めていくにあたって、ソフト面で非常に大事になるのは先生のあり方だということが非常に強く出されていると思います。

もう1つは、ハードの面として、特に特別支援学校ですが、いろんな意味でまだまだこれから建物の面も、あり方の面もということがあるのでしょうが、そういうハードの部分での特別支援学校の整備について、最後の7章のところにまとめられています。

今日ともう1回、この部会で中間案を審議する機会がございます。まず、これから審議としましては、第1章、第2章の部分を先にご検討いただいて、その後、第3章以降のところを一括してご意見をいただくような形で進めさせていただければと思っています。時間も限られた中で、皆様いろいろご意見お持ちかと思いますが、一応の配分として、第1章、第2章のあたりは30分ぐらい時間をみていただいて、後の残りのところで、おそらく実質的には60分取れればいいかというぐらいの時間配分になるかと思います。おおよそそのような時間配分を頭に入れていただきつつ、ここは非常に大事だからということであれば、それはそれでよろしいかと思います。

途中、お疲れになるかと思いますので、1・2章に関しての審議が終わって区切りがついたところで10分ぐらい休憩を取っていただいて、あと、残りの時間で一氣にお願いし、今日では終わらないと思いますので、もう1回、次の部会のときに改めてまた全体についていろいろご意見をいただければありがたいと思います。大まかな形で時間の割り振り方や審議の方向立てを申し上げましたが、よろしいですか。

それでは、第1章、第2章のところを中心に、お気づきのことを、あるいは、さらにここに書いてないけれども、こんなことも入れて書いたらどうかなど、いろいろご意見もおありかと存じますので、その点に関しても活発にご意見をいただけるとありがたいと思います。

(西田委員)

中間案はとても分かりやすくなつたと思います。特にインクルーシブ教育については、通常の学級から、今度は義務教育になって、統合教育になって、特別支援教育になってという流れを経験した者にとっては、まず、なぜインクルーシブかという言葉の意味が分からぬのです。本来の統合教育になったときの意図はどうなつた、特別支援教育はどうなつたのかと思ったのですが、インクルーシブ教育の本来のところをとても分かりやすく説明してあると思いますし、合理的配慮も丁寧に説明してあります。2ページの言葉は、これを読んでいただく人にぜひここを読んでもらうと、インクルーシブの根幹が分かると思います。通常の学級で障がいのある子も障がいのない子も一緒に教育をしますが、「その際、障がいのある子どもが、障がいのない子どもと同じ場でともに学ぶ場合には、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけていけるかどうかが最も本質的な視点となります」とあります。まさにそうだと思います。実際に統合教育で、あすなろ学園の今まで就学免除だった自閉症の子を通常の学級に入れたときに、それだけでいい子もいるし悪い子もいたんですね。その反省点に立って、もう少しこういう子にはこういう個別の指導が必要だ、子どもが変わったら、また違うようにやってほしいと思っていたのが、特別支援教育になって、インクルーシブ教育になって、初めて歴史を振り返って、何が一番必要なのかというところを具体的な言葉として、よくまとめてあると思います。まさにこれじゃないと、通常の学級にいるけどしんどくなつてくる子がいます。

それから、小学校2、3年生はしんどくなくとも、5、6年になるとしんどくなる。その辺で自信を粉々に砕かれているような情緒障がいを起こす子もいる。だから、はじめから通常の学級にいたらいいのですが、よくないときもある。そういうところをうまく説明してある文章だと思います。

ただ、それには本当に教員の専門性の向上が求められる。専門性に裏打ちされないと難しい。それについては、10ページの図がとてもよく分かると思います。合理的配慮と基礎的環境整備の関係はどうかというときに、こういうふうにAさん、Bさん、Cさんにはいろいろ配慮が要ります。図では座席の配慮とかとはつきり書いてありますが、本当はもう少しいろいろ細かい本人に応じた配慮が必要で、そのステップにおいてこういうふうになってくればこうなるのだと分かる。このような説明がついたことで、とても特別支援教育の根幹が分かりやすく説明されたかと思います。本当に現場の先生たちにこそこそ読んでいただきたい。基本のところが抜けている先生も多いんです。

(栗原部会長)

ほかにいかがでしょう。もしご意見が今すぐ出ないようでしたら、部会長ですが、一つ私も思いを言わせていただければと思いますが、よろしいですか。

今、西田委員がおっしゃったところ、私もそこをすごく大事だと思っています。その

中でも今、書いてあったところを読んでご紹介いただきましたが、私はこの言葉こそキーワードだということがあります。それは「生きる力」です。学習指導要領がここ2回ほど改訂されています。今回改訂される前の学習指導要領の改訂の中で、「生きる力を育む」という言葉を学校の一つの大変な教育理念としてやっていきましょうというのが出てきて、これは今もずっと続けられています。「生きる力」を育む、つまり障がいのある子どもにとっても、障がいのない子どもについても、どの子どもにとっても「生きる力」を育むということです。

「生きる力」を育むとはどういうことかというと、私流に解釈しますと、「生きているっていいことだな」とか、「明日何があるかな、今日は何か楽しいことがありそうだ」とか、「これから的人生で何かいいことに出会えそうだ」とか、そういうふうに思えるのが「生きる力」と私は受け止めたいのです。

そうすると、それはどの子にとってもみんな必要なことだし、教育はそのところを一番大事にしていくことによって、一人ひとりの持っているものが本当に開花していく方向に動いていけるのではないか。前回の骨子案の中では、「生きる力」という言葉は出ていなかったような気がしています。そういう意味でも「生きる力」ということが今回の中間案の中で出された。これがキーワードとして全体の中で非常に生きていると思って読ませていただいていたところです。

ほかの委員、いかがでしょうか。

(西田委員)

今、とても良いことを言っていただきました。生きる力なんですね。生きる力ってすごくいいなと思いましたが、すごく漠然としているのです。栗原部会長は「明日何があるかな」とか、「生きていていいな」と言われましたが、やっぱり教育現場の方だなと思いました。私は生きる力ってどう思うかといえば、あすなろ学園には、「自分は人に迷惑をかけている」と思っている子が来るのです。重度障がいの子は、「自分がいることで人にすごく迷惑をかけている」と思っている。「自分のケアをするときに、みんな喜んでいなくて、面倒くさいと思っている」と感じている。そうなるとすごく生きにくいですね。だから、どんな重度障がいの子でも自分で自分のことをでき、人の力をなるべく借りずに生活ができていったら、そんなにストレスがたまらないのではないかと思って、発達支援の内容を組み立てたりします。知的に高い子どもたちは、もっと自分の将来を考えている。

生きる力って当たり前ですが、すごく説明が難しいですね。だけど、今、部会長がおっしゃったことで、とてもよく分かったのです。「自分の存在が人に苦労をかけている」、「迷惑をかけている」と思っている子が多いので、それがなくなってくると、「自分で誰かの役に立っているんだな」、「生きていていいんだな」と思って、ちょっと子どもたちが変わってくるんですね。本当にいい言葉だと今思いました。

(栗原部会長)

田中委員、何かご意見がおありのような雰囲気ですが、いかがですか。

(田中委員)

私、今聞いていて「ふんふん、なるほど」と感じました。幼稚園は生きる力のスターだと思います。その生きる力をどう解釈していくかというところは、いろんな解釈がありますが、今、生きていいんだという捉え方を聞いて、すごく気が楽になりました。

幼稚園の子どもたちが今から厳しい社会に行ったときに、どうやって生きていくのだろう、どうやって生き抜いていく力、生きる底力をつけていくのだろうと思っていました。学習指導要領の2回目の改訂のときに、「生きる力だ」「生き抜いていく底力をつけていくんだ」ということを市教育委員会からも随分言っていた時代がありましたが、今それを聞いて、すごく気が楽になりました。肩の力が抜けて、生きていいんだというところがすごくいいと思いました。

インクルーシブ教育というカタカナ言葉が、幼稚園にいると遠いところにある言葉のようにも思い、受け取り方が様々だったと思います。でも、これを読ませていただいたときに、すごく分かりやすかった。ほっとしたというのが正直なところです。何にほっとしたかというと、今、西田委員がおっしゃったように、特別支援教育にはいろんな歴史がありますね。その歴史の中でこっちへ行って、あっちへ行って、この理解をどうしたらいいんだろうと思っていたところを、この文章を読ませていただいたときに、すごく分かりやすくてほっとしました。また、「その子にとって」というところがあったと思います。何もかも一緒でなくて、その子一人ひとりがというところが明確に打ち出されているところは、すごくよかったです。この言葉があることによって、現場で私たち保育する者にとっては、安心して一緒にやって、これがインクルーシブ教育ですよと言える、すごく分かりやすいものをいただいたように思いました。何か言いたそうな顔をしていたというのはそういうところでした。

(小澤委員)

今の会話を拝聴しまして、本当に分かりやすく、これは私が今、この場で皆様とお話をできているからこそ、こういうふうに理解ができるのをとてもうれしく思っていますが、一つだけ不安がありまして、そのインクルーシブ教育という言葉だけが、将来一人歩きしてしまうことが一番不安になります。ですので、今、この場で起こった議論、話の内容をすべての教員が理解し、それをもとに教育現場でその教育を発揮していただくことが、インクルーシブ教育を実践していただくことにつながるのではないかと思います。ぜひ、この計画を検討して、さらに現場に周知していく中で、インクルーシブ教

育という名前だけではなくて、元々の意味だったり、本来、インクルーシブ教育とはこういうものだ、という内容を的確に広めていただきたいと思っています。

(沼口委員)

9ページの「連続性のある多様な学びの場の整備と合理的配慮」というところですが、PTA会長等の研修会で「小中学校は連携ができているが、高校に進学すると、一人ぼっちになるような感じになってしまう」という話を聞きました。私は、「今、教育改革推進会議の委員をやっていますが、パーソナルカルテとか、その他いろんな配慮をしてきちんと教育できるようになっています」と言ったのですが、「いや、そうじゃなくて、それも必要なのだろうけれども、中学のときの先生が高校でも必要だ」とおっしゃいまして、それはなかなか難しいことだと感じました。

もう1つ、パーソナルカルテにしても、保護者があまりデータにしたくないような、そういういたものがあることを知られたくないようなことを言っていました。それも難しい問題だと感じました。

(山川委員)

会議の前にこれを読ませていただいて、抽象的な言葉ではなくて、割とはっきりいろんなことが書かれているので、すごくいいと全体を通して感じました。

私の関心のあるところとしましては、12ページあたりの発達障がい等のある児童生徒への対応のところですが、このあたりもかなり詳しく書かれているのでいいと思います。これはガイドラインという形だと思いますので、こういうタイプの子どもにはこういうふうにしましょうみたいな具体例は、ここには書かれないという理解でよろしいですね。そこだけもっと具体的に書かれるとうれしいと思いましたが、一応これはガイドラインの位置付けということで認識しました。

(栗原部会長)

今、山川委員がおっしゃったように、中間案ではガイドライン、こういう方向でという、ある意味では概括的な表現の仕方をしてありますが、例えば、こういう子どもに関してはこうだというような、そこら辺の具体的なところについてはどうかというご意見ですが、事務局いかがでしょうか。

(東特別支援教育課長)

今、山川委員からおっしゃっていただいたように、この特別支援教育総合推進計画自体は、5年間のスパンの中での基本的な考え方ですので、この中で発達障がいのある子どもたちについての指導・支援について、今後の内容も含めて工夫していくと書いてある以上は、今後、いろんな事業の中で具体的な方法を考えていきます。例えば、今

年度ですと、高等学校支援ハンドブックという指導の手引きのような本を作り、各高等学校の現場に配付するという事業も展開をしています。今後、5年間の中でそういうニーズに応じて、いろんな新しい事業展開も含めて事務局として検討していく必要があると考えています。

(山川委員)

昨年度の会議で細かいことも含め、かなりいろんな意見が出たのが、集約されてこれになるということだと分かっていますが、たくさんあった意見が、もうちょっと具体的に残るかと思ったので、お伺いしました。

(栗原部会長)

言葉ではこういう形で表現されておりますが、具体的にどうするかということについては、また別な形で具体化をいろいろ考えていくとのお話ですので、その節はご協力をお願いしたいと思います。

この第1章と第2章に関連して審議していただける時間がもう少しだけあるかと思いますが、いかがでしょう。

(西田委員)

今、沼口委員から出た意見についてですが、その子の今の課題と、これからどうするかということを引き継ぎがないと、結局はただ情報だけを伝えることになります。情報はマイナスの情報で捉えることもあります。中学から高校にかけて支援を引き継ごうという動きはいいのですが、実際には高校入試でその子の情報があまり伝わりません。逆に保護者は、情報が伝わると「差別される」「障がいがあるから学校に受け入れてもらえないんじゃないかな」とか、いろいろそんなふうに考えられることがあって、あまり伝えない。だから、診断名をある時期から全然言わなくなる保護者もかなりみえます。

それから、本人にきっちと伝えてあるといいのですが、本人はまだ告知されていない場合に、診断名だけが一人歩きするのもかえって危険なときがあります。

ただ、どう支援するかというのは、学校教育の中で絶対に考えてもらわなければいけないことです。そのときに、この子は普通の支援ではいけなくて、何か専門的な支援が必要なと先生が気づかれたら、そこで困り感に必ず向かい合えると思います。しかし、多くの場合、なぜそうなるのかとなかなか考えなくて、例えば、パニックが起こったら、「パニックをどうおさめるか、どうしたらパニックがなくなるかを教えてほしい」とおっしゃるんです。なぜパニックになったかという原因を考えない。どうして起こったのかと考えるようにすると、「あれが嫌いなんだろうな」「全然関係ないところで何か嫌なことを思い出したかな」「何かが嫌なことだったのかな」などいろいろ考え、一つひとつこれがと分かってくると、今度はそれが起こらないようにできるわけです。だから、

「嫌だったんだね」「疲れたんだね」「トイレに行きたいんだね」とか具体的に言ってもらうのが一番いいので、そういう具体的なところというのは、個人個人で全然違うので、そういうことを探す視点を持つことが大切かと思います。でも、「引き継ぎましょう」と言ったら、書類だけを引き継いでいて、先生が全然読んでいないときもありますね。「個別の教育支援計画を読んでもらっていますか?」「あつ、そういえばそんなのがあったけど読んでいません」とかという感じで、本来の理念が伝わってないことが多いです。いろんな場面を想定して考えてもらうと、よく分かりやすくなってくると思います。

(栗原部会長)

今、西田委員がおっしゃったことは「連続性のある多様な学びの場の整備と合理的配慮」のところですが、例えば、「連続性のある」というところは、これは誰にとっての連続性なのかというところが当然出てくると思います。その子どもが生きやすくなるように、その子どもにとって連続性のあるという意味で連続性を考えるのか。指導する先生方が、この子にこうしたらしいというところをお互いに情報交換をしながら表現をしていくという意味で連続性ということを考えていくのか。それが一緒になればもちろん一番良いことですが、こういう一つの言葉をとりましても、誰のことを考えての連続性かというのも、掘り下げていきますと一つ大きな課題になってきます。

あるいは、多様な学びの場と言いますが、これも誰にとっての多様なのか。しかも、それはインクルーシブ教育ということで考えていったときに、多様なということが誰にとって意義のことなのかを考えていきますと、まわりの子どもたちがどういうふうにかかわるか、どういうふうにその子どもの様子を理解していくかということにも話が及んでくるでしょうし、とにかくいろんなことを同時に考えて掘り下げていかないと、なかなか具体的な形にはなりにくいものを持っている事柄だと改めて思います。

そんなことでまだまだご意見をいただきたいと思いますが、第1章のところに関しては、推進計画の策定の経緯がどうであったか、計画を考えていくうえで現状あるいは課題がどうなのか、計画の期間としてどれぐらいを考えていくかということが記載されています。インクルーシブ教育という観点での捉え方が多く含まれていて、インクルーシブ教育ということを一つ大事な基盤として押さえながら、今後のあり方について考えていきましょうというところで、一つの視点が明確になってきたかという感じがします。第1章に関してはよろしいでしょうか。

またご意見がありましたら改めてお願ひすることにして、第2章のインクルーシブ教育システムの推進というところについて、もう少しだけご意見をいただき、途中で休憩を挟みながら、さらに次の第3章以降のところに進めていきたいと思います。

(沼口委員)

基本的で、教育全体にかかわることですが、第1章や第2章に何回も、まわりの子どもたちの理解や適切なかかわりが必要です、とか、まわりの保護者の理解を進めるということが書かれています。言葉は悪いですが、教育というと子どもがターゲットみたいに思えますが、実際には教育というのはまわりの人たち、あるいは、まわりにいる子どもたちが重要だらうと私は思います。

保護者やまわりの子どもたちが適切なかかわりができるよう理解を進めるということが何箇所か書いてありますが、そういったことが、「求められています」で終わるのではなく、そういったことができるよう施策を考えて実行します、ということがない。基本的な考え方方はこうだということは分かりますが、やりますという約束が何もないようなのはどうかと思います。一番大事なこととして、まわりの人たちの理解や支援が必要だ。だから、子どもたちが同じ教室で学ぶ、一つの教室の中で同じ時間を過ごすということでしたら、教育課程や担任の先生の考え方など、具体的なことについて実行しますというようなことが必要だと思います。

(栗原部会長)

もう少し具体的に文言として取組がわかる表現やまとめ方はできないだらうかというご意見のように伺いました。

(東特別支援教育課長)

例えば、11ページですが、現状と課題のところで、「まわりの保護者の理解を進めることも求められています」という分析をしています。そして、その下の今後の取組というところは、事務局としては「やります」という観点で書いていますが、その書きぶりがまだ弱いというご指摘かとも思います。例えば、中段ですが、「保護者への啓発を行うよう市町等教育委員会等をとおして働きかけます」とあり、ここは小中学校の取組なので、働きかけますとなっています。県教育委員会が直接取り組むことができる部分については、例えば、子どもたちを中心に据えた場合には仲間づくりなどの観点が大事だと思いますので、仲間づくりのスキルも含めて、教職員の専門性の向上を図りますと書いています。課題があり、求められているという現状分析に基づいて取り組んでいきたいという思いを書いているつもりです。

(西田委員)

1ページの下の注釈のところで、合理的配慮の説明がありますね。最後に、「なお、学校の設置者および学校に対して体制面、財政面において均衡を失した又は過度の負担を課さないものとされている」と書いてあります。こうやって書いてあるとやってくれるんじゃないかと言われる保護者が多いからか、できなことがあります、学校長の責

任ではないです、と割とはっきり書いてあります。苦しいんだろうなとは思いますが、これは防御策ですか。

(東特別支援教育課長)

この合理的配慮の注釈については、文科省の定義を記載しています。何でもかんでもできるわけではなく、いろんな条件等がございますので、十分その辺は検討する必要があるということです。県独自の言い訳めいたことではないということだけはご理解いただけたらと思います。

(田中委員)

11 ページの「市町等教育委員会に対しては働きかけをします」ということですが、私は市町等教育委員会に属していますが、働きかけをする、というところには実行性があるということですね。強制力はないが実行性があって、極力頑張ってくださいということですね。

何が言いたいかというと、さきほども教員の専門性の向上を図るということがありましたが、それにはどうしても時間も人も必要です。私は幼稚園ですが、早期発見・早期対応と言われている中で、本当に一番手をかけて子どもを見たいと思うときに、人がいないという現状があります。今の各市町の財政やいろんな仕組みを考えると、なかなかすぐには難しいことかもしれません、市町に過度の負担を課さないけれども、働きかけは是非していただくよう、太字ぐらいで書いていただけるとうれしいと思いました。

(小澤委員)

人的配置と環境の整備もお願いしたいと思います。高等学校になりますと、大分環境も整っているかと思っていますが、小中学校、保育所、幼稚園等を見てみると、まだまだこれでは通いにくいだろうと思います。自分は健康で校舎を歩いたりできますが、そうでない子どもたちが多数在籍している中で、歩いたり、学校にまずたどり着くまでにもかなりの労力を要しているんじゃないかと思うところが多々あります。環境の整備もあわせてお願いしたいと思います。

(栗原部会長)

次回の部会も中間案を検討しますので、このあたりで第1章と第2章について、一区切りをつけてよろしいでしょうか。休憩を取っていただいた後で、第3章以降について、検討していきたいと思います。それでは、今から10分ぐらい休憩を取っていただき、35分再開でお願いします。

～休憩～

(栗原部会長)

それでは、再開させていただきます。

本日は4時半終了とさせていただきますので、第3章以降について時間のある限りご意見を伺いたいと思います。

第3章が特別支援学校における教育の推進です。この項目に関しては、最後のところの特別支援学校の整備とも内容的にかかわってきます。ですから、特別支援学校における教育の推進についてご意見をいただく際には、特別支援学校の整備にも目を向けていただきながらご発言いただけだとありがたいと思います。

先ほどの事務局からの説明の中で、キャリア教育の推進について特にご意見をいただけるとありがたいという話がありました。学校を卒業した後のことについてどうかということで何かご意見、ご提言等いただけだとありがたいと思います。

(沼口委員)

16ページの資料は、三重県における数字だろうと思いますが、全国的にはどうでしょうか。平成25年は進学等で2.8%の7名が進学していて、事業所、福祉関係、医療関係は就職ということでしょうか。

進学が50%というような目標や数字はあり得ないというスタンスなのか。それとも、やり方によっては、当然進学が90%行くんだというようなことがあるのか。私は素人なので分からぬのですが、進学率が低すぎるような気がして仕方ないです。これでいいんだという状況は、教育的にどうかと私は思います。理想論かもしれません、もう少し進学していただいて、進学後は、同じような境遇の皆さんのがんばり助けてなっていたいたら一番良いと思います。健常者の方と公平に活躍できるよう、教育の力でもっと進学率を上げてみたらどうかという感じがします。

(東特別支援教育課長)

この数字は、資料の標題に書いてありますように県立特別支援学校の高等部と高等部専攻科の進路の状況です。一般的には、高等部や専攻科卒業後の進学となりますと、大学、専門学校となります。障がいのある子どもたちのニーズは、どちらかといえば高等部を卒業した後は働きたいと思っている生徒が多いという状況があります。

県全体の施策においては、障がい者の実雇用率等が大きな話題にもなっております。特別支援学校においては、高等部卒業後の事業所への就職については、30%を目指したいという数値目標は持っておりますが、特段、進学率を上げたいということではございません。

(西田委員)

特別支援学校の高等部というのは、高校の卒業資格ではないんです。高等部を卒業しても中学卒業の資格です。緑ヶ丘特別支援学校は病弱の高等部がありますので、そこでは、高校の卒業資格がとれるので、進学する7人とかは、その子どもたちではないでしょうか。

それから、特別支援学校の高等部に行ったけど、軽度の子どもたちは高校の卒業資格を取りたいと思う子がいるんです。ですので、そこからまた通信制高校に行ったり、もう一回定時制高校に行ったりして、高校の卒業資格を取ります。そのあたりの数が入っているかどうか分からぬですが。

子どもたちがたくさん高等部に行くようになられたのは、それは就労したいという気持ちです。就労したいというのはいいんですが、障がい者雇用の現状はそんなに甘くはありません。給料も低く、上がりません。高等部の先生もあまりよくご存じない先生がいて、年金がもらえるじゃないですかとおっしゃるんですが、年金をもらうのは中度・重度・最重度の人たちです。発達障がいの人たちの中には社会性に障がいがあり、働けない人もいる、また、給料が少なくてそのほうが本人もストレスが少ないとすると、症状に応じて精神障がい者年金が出ます。そうすると給料にプラスされるのでやっていけるんです。ただ、いつまで経っても給料が上がりませんので、それはなかなか厳しい状況です。

障がい者就労のあり方は、今後の課題だと思います。特定子会社が増えたのと、雇用率を上げなきゃいけないと号令がかかっていますので、今は就職先が増えていますが、人として生活をしていくための良い労働条件はハンディがつきますので、いろんな福祉的なサービスを利用しないと、その人たちが地域で就労しながら、結婚をしてというのは、なかなか厳しい現状があると思います。

(東特別支援教育課長)

卒業資格のことに関しては、特別支援学校を卒業した場合、高等学校の卒業資格というのではなく、特別支援学校高等部の卒業資格です。ただ、その高等部の卒業資格であったとしても、大学等の受験はできます。大検を受けなくともそのまま高等部の卒業資格で大学の受験はできますので、そのように御理解いただければと思います。

(西田委員)

病弱だけじゃないんですか。例えば、稲葉特別支援学校高等部を卒業した場合、大検を受けなくても大学を受けられますか。

(東特別支援教育課長)

稲葉特別支援学校は知的障がいの子どもの学校ですが、その高等部を卒業して、大学

を受験できます。ただ、一般的な話として大学を受験される生徒さんは、肢体不自由であったり、病弱であったりということです。

(西田委員)

肢体不自由の特別支援学校の高等部は普通の高校の卒業資格ですね。

(東特別支援教育課長)

特別支援学校の高等部の卒業資格です。

(西田委員)

高等部が高校卒業資格か、そこら辺がはっきりしないといけない。高等部を卒業したけど、高校の卒業資格ではない。高等部の卒業の資格だと、専門学校にも行けないんです。例えば、古川学園とか大橋学園に行けば通信制の高校の資格が取れます。そうすると、専門学校に行けるし、大学も行けます。稲葉特別支援学校高等部を卒業すると、それは無理だということと私は理解しています。三重県のどこの特別支援学校高等部を卒業したら、そのまま専門学校を受けられますか。

(東特別支援教育課長)

現状としてそういう進路先はないということですが、稲葉特別支援学校高等部から専門学校への進路希望があったときに、受験できないと私は理解しておりませんでしたので、そこは精査させてください。

(西田委員)

それはちゃんとしておかないといけないと思います。

(沼口委員)

大事なところだと思います。

(森井特別支援教育課課長補佐兼班長)

委員ご指摘の部分は確認させていただかなければと思いますが、今の現状だけ申し上げますと、資料に上がっている進学等の内訳ですが、かなり多くの数字を占めておるのは、盲学校の高等部から盲学校の専攻科に進学する、また、聾学校の高等部から聾学校の専攻科に進学する生徒です。あと、先ほどご指摘がありました緑ヶ丘特別支援学校からの大学への進学というのが占めている状況です。過去何年か、知的の特別支援学校から大学に行ったケースはございません。唯一、知的の特別支援学校高等部から進学という形で上がっていく場合というのは、私立の聖母の家特別支援学校の専攻科に上がるケースがあり、こ

ちらに関しては進学のカウントをさせていただいております。

先ほどから出ている卒業資格については、特別支援学校高等部卒業という形の資格となっています。高等部卒業により、どのような進路があるのか、整理をつけていかなければいけないというのは、当然そうかと思っております。高等部を卒業した生徒に関しても、他県では例えばダウントン症の生徒さんが大学に進学する事例はあるかと思っておりますので、再度確認してご回答させていただきます。

(西田委員)

それは絶対に確認してください。私は、知的に発達障がいのある子の進路を考えるときに、IQ85以下で社会的な機能障がいが強い人は、軽度の療育手帳の対象になって、知的障がいの特別支援学校に行くことができます。IQ60いくつでも通信制にも行けますし、本人が受験をして高校の卒業の資格を取りたいというときには高校へ行けます。IQ85の子が特別支援学校高等部に行きたいといったら、私たちは止めますね。本人や保護者に、普通の高校の卒業資格ではないと言っておかないといけない。高等部という名前に惑わされて、保護者は高校の卒業資格を取れるはずだと思ってみえます。高校の卒業資格を取る、取らないは、保護者にとってはすごく重要な問題になる。働いたらいいじゃないというわけにはいかないのです。高校中退した人が働いていますが、自分が納得していると中退でもオッケーですが、それでも、親になられたときによく言われるのは、私は高校を卒業できなかった、中退のしんどさは子どもには味わせたくないから、子どもには高校を卒業させる、ということです。今、98%の子どもが高校に進学しますね。私の世代は、中卒は金の卵と言われているぐらいの時代でしたから、たくさんいれば怖くないですが、昔より高校に行きやすくなつたからこそ、少数者になったときの皆さん嫌な思いというのあります。

ここを教育委員会がはっきり言ってもらわないと、私も今初めて「えっ」と思って、もしそれを知らない、稲葉特別支援学校高等部を卒業して大学に行けるのだったら、私はすごく悪いことをしたと思います。実際にあったことですが、IQ80いくつの子で、自閉症状の強い子が普通の高校へ行きたくないといって、稲葉特別支援学校高等部へ行ったのです。そのときに「やっぱり僕は勉強したい」と言い出して、私たちは今から高卒程度認定試験を受けてもと思ったので、通信制の大学の放送大学へ行つたらと勧めたら、放送大学の一部の講座は受講できても、完全に入学はできませんでした。その子は、放送大学の何々講座だけ受けたことで満足したんです。

ある子は、特別支援学校高等部に行つたら僕は普通の高校に行きたかったと言って文句を言いまして、途中で不登校になりました。普通の高校へ行くかといったら、普通の高校へ行く自信はないんですね、しんどかったので。そうしたら、高卒程度認定試験の資格を取つたらいいじゃないかといって、試験にチャレンジして、受かりました。だから、資格を取ることの意味というのはいろいろあって、資格を取れることと取れないことの差はす

ごいので、どの学校はどうであるかとか、正確に教えてもらったほうがいいです。

(沼口委員)

保護者の立場で言わせていただくと、理想論かもしれません、教育のあり方として、前例がないとか言われると、すごくカチンときます。人間それいろいろな可能性を持っていますから、保護者はわずかな可能性を探したいわけです。教育をしていただく先生方には、そういうものを見つけていただきたいという希望もあります。この進学率が低いのか高いのかわかりませんが、進学も含めてその子たちの能力を引き出していただいて、幸せを求めていくことが教育なのかと思っていますので、ぜひ、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

(栗原部会長)

先ほどの西田委員の特別支援学校高等部卒業と高等学校卒業について、その後が全く一緒なのかどうかということに関しては、いずれ何らかの形でご報告していただくということでおよろしいでしょうか。

(東特別支援教育課長)

事務局で整理させていただいて、次回の部会で報告を申し上げたいと思います。

(西田委員)

特別支援学校の先生も知らないことかも知れませんね。

(小澤委員)

私も知りませんでした。私が初めてこの場に参加するときに、伊賀つばさ学園に研修に行かせてもらいました、そこの校長先生とお話ししました。先ほど西田委員がおっしゃったように、高等部というのは高卒の資格がなくて、就労をしていくけど、お給料も上がらないからかなり大変だという話をされていて、そこで初めて気づきました。

(西田委員)

もう一つ付け加えますと、運転免許は軽度な障がいの人でも取れます。中学を卒業して運転免許を取っておかないと、すごく難しいです。今は、仕事のうえでも必要です。障がいがあると思うと、皆さん引っ込み思案になります。取れる資格は取りなさいと言っておかないといけない。免許証があるとないでは全然違います。今は、免許証は身分証明書の代わりになっていますので、それがないことですごく引け目を感じるんです。そのあたりも学校の先生たちがよく知ってもらっていて、将来、10年後20年後にその人が困らないような知識は絶対要ると思います。

それから、保護者の方でも、昔の障がい児学級で中学を卒業された方がいますが、それは秘密にしています。結婚して、運転免許も取得されていますが、すごく引け目に感じています。今みたいに特別支援学校の高等部に皆さんが行くようになって、特別支援学級も保護者に抵抗がなくなって、将来的にはそういう差別がなくて、ちゃんとやっていけたらいいんですが、やはり世の中はそういうところは甘くないので、今、ここで楽でも、将来、そのつけが回ってくることも実際あるので、そういう知識はきちっとしたほうがいいと思います。

(田中委員)

私は、子どもではなく保護者とその話をしていかなければいけない立場です。特に幼稚園ですので、障がいのある子どもの保護者が先を見通せる、未来を見て子どもを育てるようにしていくことが大切だと思います。あれもできない、これもできない、ではなくて、こういうものがあると、選択肢を一つでも増やしていく、沼口委員も言われた可能性を広げていくことだと思います。

質問になりますが、15 ページの今後の取組のところですが、小学部から高等部まで計画的・組織的なキャリア教育を進めますとありますが、幼稚部はそこに入っていないですが、どうしてでしょうか。

(東特別支援教育課長)

特別支援学校において幼稚部を設けている学校は、聾学校だけです。他の学校は小学部からということもあって、全体的な捉えの中でキャリア教育を進めていくにあたっては、高等部だけの問題ではなく、小学1年生に入学いただいた時点から高等部の3年生まで12 年間でどの学校でも一貫してキャリア教育を推進していきましょうと。キャリア教育は働くということだけではなく、小学校の低学年の段階では身辺のことや自立にかかることから人とのかかわり、中学部において自分の役割を果たすとか言葉づかいといったことを段階的・計画的にやっていこうということです。

(田中委員)

キャリア教育をどうとらえるかというところだと思います。職業という意味だけではなく、生きる力という最初のミッションのところにも戻りますが、そこにつなげていくキャリア教育であるなら幼稚部を入れていただきたいと思いました。

なぜそう思ったかというと、今、私の園で光は感じすることができますが、ほとんど全盲に近い、1級の身体障害者手帳を持つ子を預かっております。その保護者と話す中で、この子が大きくなったときどうなっていったらいい、どうしたらいいという話をする中で、そのことをすごく感じます。なので、4歳や5歳という年齢ではありますが、生きる力とともにというのであれば幼稚部はなぜ入っていないのかという疑問を抱いたので

質問をさせていただきました。

(東特別支援教育課長)

確かに設置している学部が少ないからといって、その記載がないというのは問題があると思いますので、記載については事務局で検討していきたいと思います。

(栗原部会長)

いろいろ課題が出てまいりましたが、時間が残り 30 分弱になってしまっています。

特別支援学校に関して先ほど申し上げましたように整備の問題も絡んできますので、その辺も絡めて何かご意見がいただければというところもあったのですが、いかがでしょうか。よろしければ、次回もありますので、そこでご意見をいただきたいと思います。

小中学校、高等学校、あるいは、専門性の向上のあたりのところにも入ってご意見をいただければありがたいと思います。小中学校、高等学校、ある意味では共通するところも結構いっぱいこの中に課題として出ております。4 章も 5 章も、6 章の教員の専門性の問題も絡んできます。教員にどういうところに目を向けていただけるようになってほしいか、どういうところをさらに大事にしていただきたいとかいうところで絡んできますので、4 章、5 章、6 章を全部一緒にどこからでもよろしいかと思います。

(西田委員)

通級指導教室のことです。学校には、特別支援学級があります。自閉症の情緒障がいのある子と、知的障がいのある子がいます。自閉症の情緒障がいのある子は、指導員はいますが、なかなか通常の学級で過ごせない。通級指導教室はそれぞれの学校に 1 つあるのではないので、校区外に通わなければいけません。すると、どうしても通常の学級で本来見てもらわなければいけない子どもたちが特別支援学級に入るんです。そうすると、特別支援学級は、片方で普通に勉強のできる子どもと、本当は特別支援学校が適切だと昔の就学指導委員会だったら判定した中度や重度の障がいのある子どもがいて、特別支援学級の先生はてんてこ舞いです。そうすると、知的に遅れのない子どもと割と受身的な子どもが放っておかれる。通常の学級でみんなと一緒に教育を受けるのには支援が足らない。私は通級指導教室をもう少し充実して、それぞれの学校に 1 つあれば、もっと個人に応じたそれぞれの子どもの困り具合に応じた指導ができるのではないかと思います。

また、勉強はできるが社会性、対人関係に課題がある子どもが、一番集団の活動の中で不適応を起こします。勉強だけではないのです。知的な障がいがあっても対人関係のいい子どもは、そのままクラスにいることができます。よく私たちが、この子は特別支援学級のほうがいいと学校に頼むときに、先生が「この子より成績の悪い子がいます、通常の学級の勉強でできます」とおっしゃいます。その子が穏やかだったら通常の学級でできますが、その子が飛び出したりすると先生たちは特別支援学級にとおっしゃるんです。

だから、今、特別支援学級の先生が大変です。専門の先生が何人かの能力のすごく異なる子どもの特別支援教育の指導計画を立てなきやいけませんね。あれが無理だと思います。通級指導教室をもっとしっかり充実すれば、特別支援学級の役割もできてくるし、通級指導教室も生きてくるし、通常の学級の子どもも通級指導教室に行きながら、そこの先生と一緒に指導計画も立てられると思います。だから、ぜひ通級指導をより充実するような仕組みになっていってもらうと一番いいと思っています。

LD（学習障がい）のある子どもは、本当にこの通級指導教室が必要です。低学年のときに必要です。今、中3になったLDの不登校の子どもを見ていますが、IQが90あり、漢字が書けます。読むのも文章だったら結構読んでいます。最初は、たどたどしく読むのですが、一回自分の言葉で声を出して読むと、二回目は割とすらすら読むのです。あすなろ分校の先生は、二回目、三回目はすらすら読めるから、練習したらこの子は読めますと言われます。だけど、検査をしてみると、「しゃ、しゅ、しょ」がきちんと読めないです。平仮名も読み間違いがあります。だから、基本の障がいが何もクリアされていないと、本人が苦労して苦労して字句は読めるようになったところで誤解されます。すごい生きにくさがあります。この子は中1から不登校になっています。ですから、低学年のうちに発見し、早めに手当をする必要があります。

でも、通常の学級でそういう指導は無理だし、特別支援学級にそれをお願いするのも先生のキャパシティを超えますね。片方で重度の障がいや多動の子を見て、片方でLDの子を見てというのは、難しい。先生にこうしてくださいと要求していますが、大変だろうなと思います。ぜひ、その辺を充実してほしいと思います。

（栗原部会長）

今、西田委員がおっしゃったことは、通級指導教室の意義というか、あるいは、そこの先生の資質と言ったら語弊があるかもしれません、それは非常に今、大事なものを求められているということだと思います。

通級指導教室に通う子どもは、普通は通常の学級でほとんどの時間を過ごしています。そうしますと、通常の学級担任の先生が、その子どもに関して個別的にもきっちりした配慮ができるということと同時に、まわりの子どもたちが、発達障がいという言葉を使って良いかどうか分かりませんが、そういう子どもに対してきっちりとした理解ができる。つまり、ある意味では合理的配慮ということのソフトの面の大変な部分かと私も思います。周囲の子どもたちがどういうふうに理解をしてくれるか、また、その理解をどうしたら高められるか。

さらに言えば、授業参観のときに、そういう学級に保護者の方が行かれた。保護者の方が障がいのある子を見て、言い方は悪いですが、何か授業の邪魔をしているという捉え方をされると、それは障がいのある子にとっても非常にまずいことですし、その保護者の子どもにとっても、あまりいい影響が出てこない。そうすると、今回のこの資料の中にもい

ろんなところに書かれていますが、周囲の子どもたちの理解をどういうふうにして深めていけるか。そして、保護者の方の理解をどう得ていったらしいのか。先生サイドの問題と合わせて、幼稚園の段階でも、場合によっては高等学校でも、非常に課題としては共通したものを持っていますが、いかがでしょうか。

(西田委員)

結局、通常の学級にいれることの条件がありますね。障がいのある子のために先生が授業を中断して何かしていると、大体ほかの保護者の方からクレームがあるんです。あの子がいるからちゃんとすることがしてもらえない、勉強が遅れると。だからこそ、その子がそこで勉強していても、そういうふうにならないような配慮をしないと、結局、障がいがあるから特別扱いだけされていて、でも決して理解されていないということも起こりますね。お互いの子どもたちが一緒にいていい条件を作らない限りは、我慢しないということをじかに言い過ぎると、それは難しいと思います。

ただ、今まで我慢してすごく差別されて苦しんだ人たちが、今、権利を主張して、そのためにいろんな条件が整備されてきているけれども、そうしたら、障がいのない子どもにはそんな手当がいらないのか、といったらそんなことないですね。それぞれの子ども一人ひとりの困り感を先生がちゃんと気づいて、その子が生きる力につけるための教育というのが理想だと思います。ただ、理想だからこそ、一人ひとりのニーズに応じたという特別支援教育の理念が出てきたと思うのです。通常の学級にいるそれぞれの子どものニーズに応じるのが特別支援教育だと。私は、それはとてもいい考えだと思ったんです。だけど、結局は子どもに対する予算のかけ方の問題でしょうが、そのための先生を付けるわけではない。クラスの単位をもっと小さくするわけではない。今いる先生たちで何とかしなさいという形になったからこそ、手のかかる子は特別支援学級のほうに籍を移した。特別支援教育をしてくれる先生がいるからいいじゃないですか、みたいになりますね。だけど、特別支援学級に行くのを嫌がる子もいます。多様的に変化する、ニーズに応えられる状況を作ってくれば、そういうクレームはなくなると思います。

それから、1年間同じ先生で、その先生でなかなかうまくいかなくなったり、いつまでも同じ状況で先生一人が奮闘していたら、大体まわりの保護者はクレームをいいます。今だったら、担任を替えてって言って、途中で担任が替わるときがありますね。でも、担任を替えるのではなくて、学校全体でその授業が成り立つようにするような動きにはなってきましたね。随分時代が変わってみんなで教育をする、一人の先生が頑張ってするのではなくて、みんなで教育する形にはなってはきてますが、まだまだそういうマイナスが出たときの手当が遅いと、理解するのではなくて反発されます。実際にはそんな雰囲気があります。「障がい児だったらもうちょっと障がい児らしくしろ」と言われたとかで保護者は泣いていました。それはまわりの子どもたちに我慢をさせてい

て、保護者が不満を持っていたんだと思います。学級運営がなっていませんね。学級崩壊になっている。そして、そのときに一番目につく子が原因にされているんです。あの子のせいで学級崩壊になっていると。そういう現状があるのは事実なので、徐々に理想的な形に近づいていくと一番いいと思います。そういう場面で、二面的に障がいに対する理解をきちんとしてもらっていないと、皆さんそんなに納得してないですね。

(栗原部会長)

時間があまりなくなってきたので、あとは委員の方々にそれぞれのお立場で一言ずつお話しいただければと思っております。

まわりの子どもたちの接し方、受け止め方、かかわり方、あるいは理解、この辺のところは、当然小さいときからというところがすごく大事なことになってくると思います。その辺で幼児期はすごく大事だと私個人は思っていますが、田中委員いかがでしょうか。

(田中委員)

そう思っていただけてうれしいと思います。当園は4歳児からですが、家庭から社会に出て、家族以外の人と初めて接する子どもたちもたくさんいます。その中で特別な支援の必要な子どもがいます。その子とどういう出会いをするかというのは、本当にその子の一生を左右するというと大げさかもしれないですが、それぐらい私は影響するのではないかと思っています。いい出会いができるといい。

先ほど、我慢という言葉があったと思います。やはり我慢をまわりの子にさせるのではなく、今はこちら、次はこちらで、そのバランスみたいなものがあって、両方が分かれると一つのクラスとしてやっていけるかと思っています。

今、ややもすると特別な支援の必要な子に重きを置かれる。重きを置くのは大事なことだと思っています。しかし、私はその子の命も預かっていますが、ほかの子の命も預かっています。ほかの子の教育も扱っていますということを園で話をします。だから、両方がW I N－W I Nの関係になっていかないと、インクルーシブ教育といっても進んでいかないのではないかと感じております。幼児期、最初の出会いのところではいい出会いをさせてあげたいと思っております。

(栗原部会長)

小澤委員は高等学校ですが、ちょっと全体的に違った思いもあると思うのですが、いかがでしょうか。

(小澤委員)

高等学校までいきますと、ある程度の人格が形成された後ですが、発達障がいの可能性のある生徒が実際に在籍しております。その子の授業を受け持っていますが、その生

徒本人は、障がいの自覚はありません。告知されていない、知らされていないという現状が多くあります。そして、その現場の中で理解しているのは、教員だけであることが本校では多いかと思います。

といいますのも、伊賀地域だけと聞いていますが、年度末に中高連絡会という、中学校の教員と高等学校の教員の会議の場があって、子どもの情報を中学校から進学する高校に引き継いでいきます。こういうふうな配慮が必要であると、高校の教員が情報を聞いてきて、高校の中で情報共有をするという感じです。ですので、ある程度の情報は本校では全教員が共有していますが、それを生徒に伝えることはしませんので、本人もその子を取り囲む生徒たちも知らない状況です。

ある程度の人格形成がされている生徒になると、私たちは、どちらかというと放っておくというような行動をします。インクルーシブというのは、個々人が生活しやすい状況をつくっていってあげるのが一番理想の授業形態であったり生活形態であったりするにもかかわらず、その子はその子、我々は我々というような感じで区別されているような状況が起こっているように、授業や生徒たちの生活を見ていると感じます。

その状況をどうにか打破するためには、我々の教員としての知識も必要ですし、該当する生徒やそのまわりにいる生徒たちにもこういうふうにしていくといいというような方法であったり、実践であったりと、質も必要ですし、そういう気持ちを小さい頃からまわりの子も本人も持っていくということを、お互いが意識してやっていけたらというのが一番の理想です。ですが、現状としては、この子はこういう感じの子で、私は私であって、あなたはこういう子であってという、本当に個別化されている感じが今思うとするような感じです。多分、彼らが社会に出たら、社会でそういう感じで過ごしていくと思います。それで個々人でやりづらいのではないかと思います。

東北で震災がありまして、近所の方々と協力し合ってというのが重要視されていることと同じなのかなと思います。自分とまわりの人が協力し合えて生活できる場というのは、どこにでも存在するのだと思います。それが教育現場にもあってほしいと思います。そして、それは教育する我々が持っていないなければならない知識ですしつ力ですが、現状、どうしていったらいいのか分からぬというものが本当に現場の声だと思います。

(栗原部会長)

ありがとうございました。いろんなニーズのある子どもたちをどういうふうに受け止めて、その中でまわりの子どもたちとどうしたらうまくインクルードされるような形が生まれてくるだろうかという、そのあたりの教員の専門性にもかかわってくる話にもつながってくるかと思いました。

最後になりましたが、保護者の立場で特別なニーズのある子どもというか、そういう子どもとまわりの子どもたちがどうであったらいいんだろうか。そして、保護者はどうであったらいいのかというところで何かご意見などありましたら、お話しいただきたい

と思います。

(沼口委員)

先ほど田中委員が、幼児期に様々な人に対会うことが必要だし、重要だとおっしゃいました。小学校の低学年ぐらいまでは、ほぼ何の先入観もなしにいろんなことを吸収できる年齢だと思います。ですので、その時期の教育が非常に重要だと思います。

例えばアトピー性の皮膚炎のある子がいるとか、あるいは、食べ物に対するアレルギーだとかいろんな子がいるというような普通の感じで特別支援学級に通っているとか、そういうことが普通に単語として出でてくればいいなと思います。保護者にとって、そういうことを受容できるかできないかということも大事だと思いますので、障がいのある子の保護者の気持ちも考えて、インクルーシブ教育について乳幼児期から教科書か何かに書いてあったり、あるいは、保護者会で勉強したりとか、徐々に皆さんに普通に認知できたり、それを普通に公に出したりできるようになればいいと思っております。

もう1つ、生徒のニーズというときに、それは教育のあり方次第で様々なニーズが生まれることをお考えいただいて、なるべく子どもたちの可能性を引き出してあげるような教育の方向性をぜひ保っていただきたいと思います。

(栗原部会長)

今、沼口委員の最後の言葉で一人ひとりの可能性を引き出してという言葉が出てまいりました。今は、私たちは特別支援教育ということで、いわゆる障がいのある子どもたちのことをどちらかというと前に出した形で、そういう子どもの可能性を引き出すとか生かす、そのためにはどうであつたらいいのかということを中心に考えてきているわけではありますが、それは、誰もが同じように可能性があって、子どもたちみんなのそれぞの可能性をうまく引き出していけるような教育環境であつてほしいというのは、皆さんと同じような願いかと思います。そのあたりはインクルーシブ教育の本質にもかかわってくる部分であるという気はします。

今日は1回目でしたが、随分いろいろ大事なことについてご指摘やご意見をいただいたと思います。事務局で今日のご意見を整理して、次回に向けて検討願いたいと思います。今日は本当に熱い議論をたくさんしていただきまして、ありがとうございました。

それでは、進行を事務局に返します。

3 連絡事項

(宮路教育改革推進監)

栗原部会長、進行ありがとうございました。委員の皆様、長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。

事項書の3番の連絡事項として、次回の会議についてご連絡させていただきます。次回は7月25日金曜日14時30分から、本日と同じプラザ洞津の「明日香の間」で開催を予定しております。お忙しいとは思いますが、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

これをもちまして、三重県教育改革推進会議第1回第2部会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。